

平成 23 年 11 月 29 日

スキルウェア

代表 清水みゆき 様

松山公共職業安定所

職業相談第 2 部門

上席職業指導官 松友 庸治

求職者支援訓練の訓練生募集の不都合について (回答)

平成 23 年 11 月 28 日付けの文書にて依頼のありました標記について、以下のとおり回答いたします。

求職者支援制度における支援対象者は、特定求職者であることと定められており、特定求職者とは、次のいずれにも該当する者とされています。

- ①安定所に求職の申し込みをしていること
- ②雇用保険被保険者でないこと。
- ③雇用保険受給資格者でないこと。
- ④労働の意思及び能力を有していること。
- ⑤労働市場の状況その他を踏まえ、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと安定所長が認めた者であること。

求職者支援制度は、最終的に就職へとつながるようハローワークにおいて積極的な就職支援を実施することにより、対象者の早期の就職の実現を図ることを趣旨としております。

ハローワークにおいては、その趣旨を踏まえ、職業訓練の受講を希望する求職者に対し、訓練内容に関する情報提供や説明を行うとともに、訓練コースの選定に当たっては、その希望を踏まえつつも、本人の職業能力、求職条件、求職活動状況等に基づき、本人の希望する仕事への就職可能性を高めるために、適切な訓練コースの選定が可能となるよう助言、援助を行っているところです。

1 Web プログラミング科を受講しても就職できないと説明した理由は何か

Web プログラミング科に限らず、相談の過程において、本人がどういった仕事に就くことをイメージしているか、それに合ったコースの選択になっているか、労働市場の状況はどうかなど、種々の要素を総合的に勘案して、相談を行っています。

例えば、希望者が訓練終了後に、すぐに希望の仕事に就けるようにイメージしている場合、必要に応じて、訓練を受講したからと言って必ずしもすぐに就職できる訳ではないと説明したり、或いはコースの内容と本人が就きたい仕事とに乖離があるような場合に、それに応じた情報提供等を行うことは、一般的な説明として行っております。

あくまでも個々人の状況に応じた説明であり、Webプログラミング科のコース内容自体に就職するに当たっての意味が無いかのような説明は行っておりません。

ただし、希望者がそのように受け取ったのであれば、窓口における説明の仕方、表現の仕方等に、今後はより注意を払う必要があると考えております。

2 Webプログラミング科を受講するのに年齢制限があるのか

一般的に、訓練終了時に65歳以上である人については求職者支援制度の主要な対象者として想定されていないところではありますが、当然のことながら、Webプログラミング科についてのみ、特に年齢制限を設けるといったことはありません。

ただ、1でも述べたように労働市場の状況等との関係で、就職状況がどうかなど、相談の過程で説明することはあるかと思えます。

3 Webプログラミング科以外の講座を受けると100%希望の職種に就職できる保障があるのか

どういった内容のコースにせよ、訓練の受講をもって、100%希望の職種に就職できる保障はありませんし、相談においてそういった説明もしておりません。

1で述べたように、総合的な相談の中で、本人の就職に資すると考えられるものについて、情報提供やあっせんを行っているところです。

4 Webプログラミング科の授業内容をハローワークの窓口の方は説明できるのか

パソコンやWebに関しての知識には、相談員によって差はありますが、必要に応じてより詳しい相談員の窓口案内したり、内容を確認するなどして対応しています。

5 Webプログラミング科の受講希望者に対して他の特定の講座を強く勧めた理由は何か

今までの回答と重複しますが、コースを決定するに当たって、職業理解が足りないと思われるような方に対しては、それを補うため、他のコースの情報提供をすることはありますが、無理に押し付けるようなことはなく、種々の要素を踏まえううえで、最終的に本人が選択するのであれば、それを拒否したりすることはしておりません。

来所者のなかには、「強く勧められたので来ました」とか「連続受講できるから来ました」といったようなことを言われることもあり、話を聞くと実際には他のコースを希望していたり、他にも応募可能なコースがあることを知らないようなケースもありますので、状況に応じた情報提供や相談は必要と考えております。

また、「他の特定の講座を」とありますが、結果的に、あるコースの情報提供が続くことはあったとしても、それはあくまでも個々人の応じた相談の結果であり、ハローワークが意図的に特定のコースを受講できないようにしたり、或いは優遇したりすることは全くありません。

6 Webプログラミング科が開講されないという発言はだれの判断によるものか

応募が募集定員の過半数に満たない場合は訓練を中止することがあることについては、求職者支援制度に移行してから中止となるケースが続いたこともあり、受講希望者にとってある種のリスクとも考えられるので、Webプログラミング科に限った訳ではなく、一般的に説明しているところです。

中止が決定していないコースについて、断定的に開講されないといった説明をした事実は確認できませんでした。

ただ、説明の仕方として誤解を招くような言い方になっていないか、今後は十分気を付ける必要があると考えております。

7 このような言動があった事を、11月25日以前に把握していたか

11月25日に労働局より募集期間延長の件で連絡があったときに、初めてこの件について聞いたところであり、それ以前の把握はありません。

8 改善、再発防止はどのように取り組むのか

繰り返しになりますが、個々の状況に応じ色々な要素を勘案して、総合的に相談を行い、また仕事や訓練に対する理解を深めてもらうために情報提供を行ったりすることは、ハローワークにおいて必要な業務と考えております。

同時に説明の仕方や言葉の表現によって、希望者に誤解を与えたり不信感を持たれたりすることがないように十分留意する必要があると思います。

今回のことを訓練コーナー全員で共有し、より良い相談ができるよう相談技術や意識のレベルアップを図っていきたいと思います。

9 改善、再発防止の評価はどのようになされるのか

適宜、相談内容にかかわっての不満や苦情等がでていないかを確認するとともに、必要に応じてミーティング等を行うことにより情報を共有し、適切な相談ができていくか各々が確認していきたいと考えています。

10 募集延長期間中に11月25日以前の損失を回復できるのか

ご承知のとおり、延長中にどれだけの希望者が来所し、どれだけあっせんできるかについては不明と言わざるを得ません。

ハローワークにおける相談についての考え方は、今までに述べたとおりです。特定のコースについて特に配慮することはできませんが、説明の仕方や表現等に気をつけながら今後は希望者の誤解を招いたり、不信を持たれるようなことがないように、より留意して相談していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたく思います。